

農業経営基盤の強化の促進に関する
基本的な構想

令和4年3月

(令和5年9月一部改正)

登米市

目 次

基本的な構想の意義	1
基本的な構想の構成	1
基本的な構想の目標年次	1
第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標	2
1 登米市の農業の現状と課題	2
2 農業施策の方向と経営指標の狙い	2
3 農業経営基盤強化促進事業等の推進	4
4 事業推進における指導体制	7
5 新たに農業を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標	7
第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する 営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標	9
1 農業経営基盤の強化の促進に基づく指標	9
2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標	18
第3 第2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項	19
1 農業者を担う者の確保及び育成の考え方	19
2 本市が主体的に行う取組	19
3 関係機関等の役割分担	20
4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集 ・相互提供	20
第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する 目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項	20
第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項	22
1 利用権設定等促進事業に関する事項	24
2 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画 の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項	30
3 農用地利用改善事業の実施を促進する事業に関する事項	31
4 農業協同組合が行う農作業の受委託のあっせんの促進その他の委託を受けて 行う農作業の実施の促進に関する事項	34
5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項	35
第6 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項	36
第7 その他	36
別紙1	37
別紙2	39

基本的な構想の意義

農業の果たしている重要な役割、農業をとりまく情勢の変容等を踏まえ、将来にわたって本市農業の維持及び発展を図るためには、地域内の農業者の合意の下に、担い手経営体への農用地の集積・集約化を推進し、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体を育成していくことが課題となっている。

この「基本構想」は、農地流動化、担い手育成等、農業経営基盤の強化促進に関する諸施策を総合的に実施するための基準目標として、概ね10年後を見通した本市における育成すべき農業経営体の目標を明確化するとともに、農業経営の改善を図ろうとする農業者に対する支援措置等について、その基本的な指針を定めるもので、宮城県の「基本方針」に基づき、地域の実情と中核的担い手農家の今後の経営方針を踏まえて策定するものである。

基本的な構想の構成

この「基本構想」は第1から第6により構成されている。

第1「農業経営基盤の強化の促進に関する目標」では、本市農業の現状を踏まえつつ、今後の農業施策及び経営指標の基本的な方向を明らかにし、育成すべき効率的かつ安定的な農業経営の所得水準・労働時間等の目標を示している。

第2「農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標」では、本市における主な営農類型について、農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する指標を経営形態ごとに示している。

第3「第2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項」では、農業を担う者の確保及び育成の考え方、就農等希望者の受入体制の確保、市内関係機関との役割分担・連携の考え方、市が主体的行う就農等促進のための取組、就農等希望者の受入れから定着に向けたサポートの考え方・取組について記述している。

第4「効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項」では、効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の将来目標、効率的かつ安定的な農業経営の面的集積についての目標を示している。

第5「農業経営基盤強化促進事業に関する事項」では、本市が実施する地域計画の作成、農業経営基盤強化促進事業について、個別事業項目ごとに記述している。

第6「農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項」では、農地中間管理機構が農業経営基盤強化促進法第7条に基づいて実施する特例事業に関する事項を記述している。

第7「その他」では、農業経営基盤強化促進事業の実施に関する運用を記述している。

基本的な構想の目標年次

この「基本構想」は、令和3年度を初年度とし、令和12年度を目標としている。

第1 農業経営基盤の強化の促進に関する目標

1 登米市の農業の現状と課題

本市は、全国的に有名な「ひとめぼれ」、「ササニシキ」などの良質米の産地として、肥沃な登米耕土を生かした稲作を中心に、野菜・花卉・畜産等の特色ある農畜産物の安定した供給など本市の基幹産業として重要な役割を担っている。

しかし、農業をとりまく環境は、急激な人口減少や少子高齢化、さらには頻発する自然災害・新たな感染症の発生などにより、一層厳しさを増している。また、農業生産物の安全・安心の確保、消費者ニーズの多様化、過剰米対策、農業従事者の高齢化等による担い手の不足など、極めて厳しい状況にあり、今後、国の農政の転換により、なお一層その厳しさを増すものと考えられる。

本市においても、総人口に占める農業就業人口は、令和2年農林業センサスでは6,965人で平成27年農林業センサスより22%減少し、60歳以上の農業就業者は73%となっている。

さらに、中山間地域等においては遊休農地の増加や過疎化と高齢化が同時に進行するなど、深刻な担い手不足が現実のものとなってきているが、一方で、農業の法人化など意欲的な農業者は近年増加傾向にある。

このため、今後とも関係機関・農業団体等と一体となって連携を密にしながら、経営感覚の優れた効率的かつ安定的な経営体の育成・確保、農業生産基盤の整備、多様化する消費者ニーズへの対応など、産業として自立できる農業構造への抜本的な改革を推進していくことが求められている。

こうした状況を踏まえ、本市では、「登米市農業振興ビジョン」等に基づいた施策等を重点的に推進し、次代における農業人材の育成や革新技术の活用による戦略的な農業の展開を図ることにより農業が本市の地域経済を支える産業となるよう発展させていく。

2 農業施策の方向と経営指標の狙い

(1) 登米市における農業振興の目標

① 環境と調和した農業生産の実現

たい肥や肥料などの投入による土づくりの推進や、農薬や化学肥料の使用の節減など、持続性の高い資源循環型農業の確立が求められていることから、農業生産全体のあり方を、環境保全を重視したものに転換することを推進し、環境保全のために農業者が最低限取り組むべき「農業環境規範」の普及・定着を推進する。

また、化学肥料や農薬の使用を節減し、作物を栽培するエコファーマーを育成するとともに、有機栽培や農薬・化学肥料節減栽培を可能にする新技术の調査研究に取り組み、耕畜連携による資源循環型農業を推進する。

② 意欲ある担い手の育成

効率的かつ安定的な農業経営の確立を図るため、産業として魅力ある農業を確立し他産業に比較して均衡のとれた農業所得を確保できる農業経営の実現と、農業経営理念を

しっかり持った経営体の育成が重要である。このため、将来にわたって地域農業を担う意欲ある農業者の育成・確保と法人経営体の育成を推進し、地域における雇用創出や地域農業の活性化を図り、認定農業者については効率的かつ安定的な農業経営の発展を支援する。

また、次代を担う新規就農者・農業後継者・女性農業者の育成・確保のために農業協同組合等の関係機関・団体と連携を図り、就農への意識啓発や就農相談、技術取得研修、営農開始に伴う農地確保、生産機械・施設の導入支援、就農後のフォローアップ、地域活動への参加促進など一連の就農サポートを総合的に取り組む。

③ 豊かな食糧生産の確保

農業生産においても、これまで以上に消費者の様々なニーズや志向を考慮し、旬や鮮度、産地と消費者の距離など、輸入品に比べての優位性をPRしながら農産物の生産振興を図る。

具体的には、「安全・安心」をキーワードにした環境保全型農業及び資源循環型農業の推進、地産地消の推進による農産物の地域供給量の拡大、農産物の需要見込みに即した生産活動を支援、生産コスト低減のための新技術の研究・普及に向けた取組、園芸・畜産・特用林産物生産のための施設整備の支援などを行う。

また、近年、インターネットなどで銘柄米や高級牛肉を始めとする、品質の高い農産物の購入が人気を集めており、消費者の美食志向が高まっている。このため生産から加工・販売までを組み合わせた、農産物の付加価値向上の取組の支援を行う。

さらに、農産物の生産という第1次産業にとどまらず、加工の第2次産業や、販売・流通、農家レストランの経営などの第3次産業を総合的に行い、地域6次産業化及び農商工連携へに向けた取組や、特色ある地域資源を生かしたアグリビジネスの創出支援を行う。

④ 快適で安定した生産を支える基盤の確保

優良農地の確保と活用を図るため、計画的な土地利用及び優良農地の確保と有効利用に努め、「登米市農業振興地域整備計画」に即した土地利用の推進を図る。

また、遊休農地の活用と解消のため、地域ぐるみによる農地等の保全活動の取組に対する支援を行う。

さらに、水田の大区画化・凡用化を推進し、作業の効率化と多様な農産物の生産を可能とする環境整備など地域に即した農地整備を推進するとともに、環境との調和に配慮した農業生産基盤の整備を推進する。

⑤ スマート農業の推進

高齢化や後継者不足による農業従事者の減少などの課題を解決するため、ICT・IoT技術を導入することにより、経営の効率化、軽労化や省力化に向けたスマート農業を推進する。

一方で農業機械の大型化・自動化は予期せぬ農作業事故発生の可能性も示唆されており、これまで以上の対策が必要となる。

今後、スマート農業などの新技術は多岐にわたって活用が見込まれることから、作業

等の安全対策の啓発活動を行っていく。

(2) 経営指標の目的

① 経営指標策定の要点

経営指標の策定にあたっては、本市農業構造の現状及びその見通しと農業振興の目標を基本としながら、農業が職業として選択し得る魅力とやりがいのあるものとなるよう、将来（概ね10年後）の農業経営の発展の目標を明らかにして、効率的かつ安定的な農業経営体を育成する。

② 他産業との均衡の取れた年間農業所得の確保

本市及びその周辺市町村における優良農家の事例を踏まえ、農業経営の発展を目指し農業を主業とする農業者が、地域における他産業従事者と比べて遜色のない生涯所得に相当する年間農業所得を次のとおり設定し、その実現を図る。

・主たる従事者1人当たり、概ね480万円

・1個別経営体当たり、概ね600～720万円

(主たる従事者1人+補助従事者1～2人)

③ 低コスト化に基づくゆとりある年間労働時間の確保

農地流動化・作業受委託を進め、担い手への農地利用集積による経営規模の拡大を推進する。

また、カントリーエレベーターを中心とした高性能大型機械施設の活用、機械の共同利用、生産の組織化等による機械利用効率の向上を図りながら、農業経営の徹底した低コスト化を推進する。

さらには、他産業従事者の労働時間との均衡を十分考慮し、年間労働時間の水準を次のとおり設定し、その実現を図る。

・主たる農業従事者1人当たり、概ね1,800～2,000時間程度

④ 経営指標による農業構造の確立

経営指標に基づくこれらすべての経営体が、本市農業生産の相当分を担う農業構造を確立する。

3 農業経営基盤強化促進事業等の推進

(1) 担い手の育成・確保、農業経営改善計画の策定推進

将来の本市の担い手農業者は、農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「法」という。）第12条第1項の規定による農業経営改善計画の認定を受けた個別経

営体又は組織経営体（以下「認定農業者」という。）を主体とする。

これら認定農業者は、育成すべき経営体を明確にしながら効率的かつ安定的な農業経営体へと誘導する。

また、5年後、10年後の将来、地域の農地を誰に担ってもらうのかを、地域や集落の話し合いに基づき「地域計画」の地域内の農業を担う者への農地集積など、農業経営基盤強化促進事業や農地中間管理事業を積極的に活用し、農地の受け手となる担い手経営体の育成や集落営農組織の法人化等へ誘導する。

さらに、認定農業者の規模拡大や新規就農者等の多様なニーズに応えられる支援策を講じ、将来の農業を担う生産組織などの法人化や認定農業者への誘導を図り、新規参入者を含めた多様な担い手を育成・確保する。

（2）指導方針と農業経営改善計画の策定推進

本市においては、農業協同組合、農業委員会、土地改良区、登米農業改良普及センター等と十分なる相互の連携の下で指導を行うため、登米市担い手育成総合支援協議会で取組を推進する。

さらに望ましい経営を目指す農業者や、その集団及びこれら周辺農家に対して、上記の登米市担い手育成総合支援協議会が主体となって営農診断、営農改善方策の提示等を行い、地域の農業者が主体性を持って自らの地域の農業の将来方向について選択判断を行うこと等により、各々の農業経営改善計画の自主的な作成や相互の連携が図られるよう誘導する。

（3）農地の利用集積と作業受委託、集落営農の推進

① 農地の流動化と農地中間管理事業の推進

農業経営の改善による望ましい経営の育成を図るため、土地利用型農業による発展を図ろうとする意欲的な担い手に対しては、農業委員会などによる掘り起こし活動を強化して、農地の出し手と受け手に係る情報の一元的把握の下に両者を適切に結びつけて利用権設定等を進める。

また、これら農地の流動化に関しては、先進的な地域を範としつつ、このような土地利用調整を全市的に展開し、担い手への農地集積と集約化を図り、まとまったかたちでの農地の担い手への貸し付けを実現することで利用集積されるよう努める。

特に農用地の利用集積を進めるにあたっては、農地中間管理事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農用地の利用の実態に配慮して面的集積を推進する。

② 集落営農の推進

水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落において、地域での話し合いと合意形成を促進するため、農用地利用改善団体の設立を目指す。

また、地域での話し合いを進めるにあたっては、認定農業者の経営改善に資するよう団体の構成員間の役割分担を明確化しつつ、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人

化等地域の实情に即した経営体の育成及び農用地の利用集積の方向性を具体的に明らかにするよう指導を行う。

特に、認定農業者等担い手の不足が見込まれる地域においては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度の普及啓発に努め、集落を単位とした集落営農の組織化・法人化を促進するため、農用地利用改善団体を設立するとともに、特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

③ 農作業受委託の推進

農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受委託による実質的な作業単位の拡大を促進することとし、農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受委託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。

④ 生産組織の育成・強化

生産組織は、地域及び営農の実態等に応じた生産組織を育成するとともに、その経営の効率化を図る。

体制が整ったものについては、法人形態への誘導を図り、規模拡大や多様なニーズに応えられる支援策を実施する。

特に、中山間地域においては、農地の一体的管理を行う主体として、当面、集落を単位とした生産組織の育成を図る。

⑤ 女性農業者への対応

本市農業生産の重要な担い手である女性農業者については、農業経営改善計画の共同申請の推進や集落営農の組織化・法人化にあたっての話し合いの場に女性の参加を呼びかける等、女性農業者の積極的な地域農業への参加・協力を促進する。

(4) 農業経営改善計画認定制度の充実強化

① 認定制度の位置づけ

法第 12 条の農業経営改善計画の認定制度については、本制度を望ましい経営体の育成・確保施策の中心に位置づけるものとする。

② 認定農業者への支援措置の徹底

農業委員会等の支援による農用地利用のこれら認定農業者への集積は勿論のこと、その他の支援措置についても認定農業者に集中的かつ重点的に実施されるよう努めることとし、本市が主体となって、関係機関・団体等にも協力を求めつつ、制度の積極的な活用を図るものとする。

また、農業経営改善計画の有効期間が満了する認定農業者に対して、登米市農業経営改善支援センター（以下「支援センター」という。）を中心に、その経営の更なる向上に資するため、当該計画の実践結果の点検・評価及び新たな計画の作成の指導を積極的に行う。

③ 登米市認定農業者連絡協議会への支援

認定農業者相互の連携・協調を図りながら情報の収集・分析・提供を行うなど、連携を密にしながら農業経営改善に向けた意欲高揚と環境の整備を進めるとともに、企業感

覚に基づく先進的な農業経営の確立を目指すことを目的として設置される「登米市認定農業者連絡協議会」に対して、積極的な支援措置が図られるよう配慮するもの。

4 事業推進における指導体制

(1) 指導体制の確立

登米市担い手育成総合支援協議会において、経営感覚に優れた効率的かつ安定的な農業経営体の育成を図り、それら経営体が農業生産の相当部分を担うような農業構造の確立を目指して認定農業者及び基本構想水準到達者等に対する支援・相談活動を展開する。

(2) 経営推進のための指導

① 水稲の大規模経営推進のための指導

水稲を主体とした土地利用型農業については、認定農業者及び組織経営体が主体となっているが、他産業と比べて遜色のない年間農業所得の確保や労働時間の改善を図るためには、徹底した農地の利用集積と農作業受委託の促進を図るとともに、大規模経営による生産コストの低減を推進することが不可欠である。

したがって、認定農業者及び組織経営体の育成・強化とともに、利用権設定等促進、農地中間管理、農作業受委託促進等の各種事業を総合的に推進し、合理的かつ効率的な大規模経営体の発展に結びつけるよう努めるものとする。

② 複合経営推進のための指導

本市の農業経営の現状は、複合経営が進行しつつあるものの稲作を主体とした経営が大半を占めている。

しかしながら、他産業と比べて遜色のない年間農業所得を確保するためには、稲作単一経営からの脱却が必要であり、それには畜産部門や園芸部門と結合した積極的な農業振興を図らなければならない。

このため、畜産にあっては資質の改良・飼育技術の向上等、又園芸にあっては新規の集約的作目への誘導・栽培技術の向上等について、マーケティング面からの検討をも加えながら、産地化を狙いとした振興策を踏まえた指導を行う。

5 新たに農業を営もうとする青年等の育成・確保に関する目標

(1) 新規就農の現状

本市の過去5年間の新規就農者数は、26名前後で推移しているが、稲作を中心に野菜・畜産等の特色のある農産物のある農畜産物の安定した供給を行っていくため、将来にわたって地域農業の担い手を安定的かつ計画的に確保していく必要がある。

(2) 新たに農業を営もうとする青年等の確保に関する目標

(1) に掲げる状況を踏まえ、本市では青年層に農業を職業として選択してもらえる

よう、将来（農業経営開始から5年後）の農業経営の発展の目標を明らかにし、新たに農業を営もうとする青年等の育成・確保を図っていくものとする。

① 確保・育成すべき人数の目標

国が掲げる新規就農者の確保・定着目標や宮城県農業経営基盤強化促進法基本方針に掲げられた新たに農業経営を営もうとする青年等の育成・確保目標 160 人を踏まえ、本市においては年間 26 人の当該青年等の確保を目標とする。

② 新たに農業経営を営もうとする青年等の労働時間・農業所得に関する数値目標

登米市及び周辺市町その他産業従事者や優良な農業経営の実例と均衡する年間総労働時間（主たる従事者 1 名あたり 1,800～2,000 時間程度）の水準を達成しつつ、農業経営開始から 5 年後には農業で生計が成り立つ年間農業所得（認定農業者の 5 割程度となる主たる従事者 1 名あたりの年間農業所得 240 万円程度）を目標とする。

(3) 新たに農業経営を営もうとする青年等の確保に向けた取組

新たな農業経営を営もうとする青年等を育成・確保していくため、関係機関・団体との連携の下、次の取組を重点的に推進する。

① 受け入れ環境の整備

登米農業改良普及センター、農業協同組合などと連携しながら、就農希望者に対し、本市内での就農に向けた情報の提供を行う。また、本市内の農業法人や先進農家等と連携して、高校や大学等からの研修やインターンシップの受け入れを行う。

② 中期的な取組

学生等が農業に関心を持ち、農業が将来の進路の選択肢の一つとなるよう教育機関と連携しながら、各段階の取組を実施する。具体的には、生産者との交流の場の提供や、農業体験ができる仕組みを作ること、農業に関する知見を広められるようにする。

③ 農業者に関する情報共有と一貫した指導支援

本市が主体となって宮城県農業大学校や登米農業改良普及センター、農業委員、指導農業者、農業協同組合等と連携・協力して、研修や営農指導の時期・内容などの就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、巡回指導の他、年に 1 回は面接を行うことにより、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みを作る。

④ 就農初期段階の地域全体でのサポート

新規就農者が地域内で孤立することのないよう、「地域計画」策定のための協議を通じ、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。そのため登米市認定農業者連絡協議会への参加を推進する。また、市内農産物直売所への出荷のアドバイスをを行うなどして、生産物の販路の確保を支援する。

⑤ 経営力向上に向けた取組

③に掲げる指導に限らず、市内農産物直売所への出荷の促進、他産業等の経営ノウハウが習得できる研修会等の研修機会の提供などにより、きめ細やかな支援を実施する。

⑥ 青年等就農計画作成の促進及び指導と農業経営改善計画作成への誘導

青年等が就農する地域の「地域計画」との整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、農業次世代人材投資資金や青年等就農資金、強い農業・担い手づくり総合支援事業等の国の支援策や県の新規就農者関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。さらに、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

⑦ 関係機関の役割分担

就農に向けた情報提供及び就農相談については本市、技術や経営ノウハウの習得については宮城県農業大学校、就農後の営農指導等フォローアップについては、登米市担い手育成総合支援協議会、農地の確保については農業委員会、農地中間管理機構など各組織が役割を分担しながら各種取組を進める。

第2 農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農の類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標

1 農業経営基盤の強化の促進に基づく指標

農業経営基盤の強化促進目標を可能とする農業経営の規模、生産方式、経営管理の方法、農業従事の態様等に関する営農類型ごとの効率的かつ安定的な農業経営の指標として、現在本市及び周辺市町村において展開している優良事例等を踏まえつつ、本市における主要な営農類型について示すと次のとおりである。

○各営農類型に共通した指標に関する事項

経営管理の方法として、営農・生活設計に基づく経営ビジョンを樹立し、複式簿記に基づく経営目標管理を的確に実施するものとする。また経営や生産組織の発展に応じて法人化を推進する。

農業従事の形態としては、家族経営協定及び就業規則による給与制、休日制度の実施、年金制度の適切な活用、経営形態に応じた労災・雇用保険の加入等を実施するものとする。

効率的かつ安定的な農業経営の基本指標

○土地利用型作物

営農類型	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算
水稻 + 大豆	<ul style="list-style-type: none"> ・ 稲作を主体とした家族経営 ・ <u>ほ場の集積・集約化</u>による作業能率向上 	【家族経営】 主 1人 補 2人	【経営耕地 15ha】 主食用米(移植) 10ha 大豆 5ha	(粗収益) 1,720万円 (経営費) 940万円 (農業所得) 780万円 主たる従事者1人当たりの所得 540万円
水稻 + 小麦 + 大豆	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落営農を母体とする農事組合法人 ・ 構成員(オペレーター)が主な労働力。 ・ <u>大型機械の導入、ほ場の集積・集約化</u>による作業能率の向上 ・ <u>小麦-大豆の二毛作</u>による効率的な土地利用 ・ <u>乾田直播栽培</u>の導入による省力化・作期分散 	【法人経営】 構成員 5人	【経営耕地 60ha】 主食用米(移植) 20ha 主食用米(乾田直播) 20ha 大豆(麦後晩播) 20ha 小麦 20ha	(粗収益) 7,920万円 (経営費) 4,850万円 (農業所得) 3,070万円 主たる従事者1人当たりの所得 610万円
水稻 + 小麦 + 大豆	<ul style="list-style-type: none"> ・ 集落営農を母体とする大規模農事組合法人 ・ 構成員(オペレーター)が主な労働力。 ・ <u>スマート農機</u>の導入、<u>ほ場の集積・集約化</u>による作業能率の向上 ・ <u>小麦-大豆の二毛作</u>による効率的な土地利用 ・ <u>乾田直播栽培</u>の導入による省力化・作期分散 	【法人経営】 構成員 8人	【経営耕地 120ha】 主食用米(移植) 40ha 主食用米(乾田直播) 40ha 飼料用米(乾田直播) 10ha 大豆(標播) 10ha 大豆(麦後晩播) 20ha 小麦 20ha 大豆(作業受託) 30ha	(粗収益) 15,350万円 (経営費) 9,180万円 (農業所得) 6,170万円 主たる従事者1人当たりの所得 770万円

○露地野菜

営農類型	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算
長ねぎ ＋ 水稻	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻と露地野菜の複合経営(家族経営) ・ 農繁期には臨時雇用を活用 ・ 転作作物として長ねぎを導入 ・ <u>機械化一貫体系</u>による省力化 	【家族経営】 主 1人 補 2人 臨時雇用 1人/日	【経営耕地 10ha】 水稻 8ha 長ねぎ 2ha	(粗収益) 2,080万円 (経営費) 1,340万円 (農業所得) 740万円 主たる従事者1人当たりの所得 500万円
キャベツ ＋ 水稻	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻と露地野菜の複合経営(家族経営) ・ 転作作物としてキャベツを導入。 ・ <u>機械化体系の導入</u>による加工・業務用向けの栽培。 	【家族経営】 主 1人 補 2人 臨時雇用 1人/日	【経営耕地 10ha】 水稻 8ha キャベツ 2ha	(粗収益) 2,060万円 (経営費) 1,330万円 (農業所得) 730万円 主たる従事者1人当たりの所得 490万円
たまねぎ ＋ 水稻	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻と露地野菜の複合経営(家族経営) ・ 農繁期には臨時雇用を活用 ・ 転作作物としてたまねぎを導入 ・ <u>機械化体系の導入</u>による加工・業務用向けの栽培 	【家族経営】 主 1人 補 2人 臨時雇用 1人/日	【経営耕地 10ha】 水稻 8ha たまねぎ 2ha	(粗収益) 1,890万円 (経営費) 1,130万円 (農業所得) 760万円 主たる従事者1人当たりの所得 520万円
にら ＋ 水稻	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻と露地野菜の複合経営(家族経営) ・ 転作作物としてにらを導入。 ・ <u>機械化体系の導入</u>による加工・業務用向けの栽培。 	【家族経営】 主 1人 補 2人	【経営耕地 8.5ha】 水稻 8ha にら 0.5ha	(粗収益) 1,860万円 (経営費) 1,120万円 (農業所得) 740万円 主たる従事者1人当たりの所得 500万円
にんにく ＋ 水稻	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水稻と露地野菜の複合経営(家族経営) ・ 転作作物としてにんにくを導入。 ・ <u>機械化体系の導入</u>による加工・業務用向けの栽培。 	【家族経営】 主 1人 補 2人	【経営耕地 9ha】 水稻 8ha にんにく 1ha	(粗収益) 2,120万円 (経営費) 1,210万円 (農業所得) 910万円 主たる従事者1人当たりの所得 670万円
長ねぎ ＋ 水稻 ＋ 大豆	<ul style="list-style-type: none"> ・ 農事組合法人による土地利用型作物＋大規模露地園芸(長ねぎ)の経営 ・ 構成員(オペレーター)と常時雇用が主な労働力。農繁期には臨時雇用も活用 ・ <u>機械化体系の導入</u>による作付規模の拡大 	【法人経営】 構成員 5人 常時雇用 2人 臨時雇用 1～10人/日	【経営耕地 60ha】 水稻 40ha 大豆 10ha 長ねぎ 10ha	(粗収益) 11,300万円 (経営費) 7,590万円 (農業所得) 3,710万円 主たる従事者1人当たりの所得 740万円

営農類型	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算
キャベツ ＋ 水稻 ＋ 大豆	<ul style="list-style-type: none"> 農事組合法人による土地利用型作物＋大規模露地園芸(キャベツ)の経営 構成員(オペレーター)と常時雇用が主な労働力。農繁期には臨時雇用も活用 加工業務用向けの栽培 機械化体系の導入による作付規模の拡大 	【法人経営】 構成員 5人 常時雇用 2人 臨時雇用 1～4人/日	【経営耕地 60ha】 水稻 40ha 大豆 10ha キャベツ 10ha	(粗収益) 10,990万円 (経営費) 7,970万円 (農業所得) 3,020万円 主たる従事者1人当たりの所得 600万円
たまねぎ ＋ 水稻 ＋ 大豆	<ul style="list-style-type: none"> 農事組合法人による土地利用型作物＋大規模露地園芸(たまねぎ)の経営 構成員(オペレーター)と常時雇用が主な労働力。農繁期には臨時雇用も活用 加工業務用向けの栽培 機械化体系の導入による作付規模の拡大 	【法人経営】 構成員 5人 常時雇用 2人 臨時雇用 1～13人/日	【経営耕地 60ha】 水稻 40ha 大豆 10ha たまねぎ 10ha	(粗収益) 10,140万円 (経営費) 6,990万円 (農業所得) 3,150万円 主たる従事者1人当たりの所得 630万円
えだまめ ＋ 水稻 ＋ 大豆	<ul style="list-style-type: none"> 農事組合法人による土地利用型作物＋大規模露地園芸(えだまめ)の経営 構成員(オペレーター)と常時雇用が主な労働力。農繁期には臨時雇用も活用 機械化体系の導入による作付規模の拡大 	【法人経営】 構成員 4人 常時雇用 1人 臨時雇用 1～10人/日	【経営耕地 60ha】 水稻 40ha 大豆 10ha えだまめ 10ha	(粗収益) 8,590万円 (経営費) 6,620万円 (農業所得) 1,970万円 主たる従事者1人当たりの所得 490万円
加工用 ばれいしょ ＋ 水稻 ＋ 大豆	<ul style="list-style-type: none"> 農事組合法人による土地利用型作物＋大規模露地園芸(加工用ばれいしょ)の経営 構成員(オペレーター)と常時雇用が主な労働力。農繁期には臨時雇用も活用 契約栽培による加工用ばれいしょの生産 機械化体系の導入による作付規模の拡大 	【法人経営】 構成員 4人 常時雇用 1人 臨時雇用 1～2人/日	【経営耕地 60ha】 水稻 40ha 大豆 10ha 加工用ばれいしょ 10ha	(粗収益) 8,200万円 (経営費) 5,900万円 (農業所得) 2,300万円 主たる従事者1人当たりの所得 580万円

○施設野菜

営農類型	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算
いちご ＋ 水稻	<ul style="list-style-type: none"> いちごを主体とした水稻との複合経営(家族経営) 鉄骨ハウスでの高設・養液栽培 <u>定植・収穫時期の組合せやI P M技術等の導入等による安定生産</u> 	【家族経営】 主 1人 補 2人	【鉄骨ハウス 3,000 m²】 いちご 3,000 m ² 水稻 2 ha	(粗収益) 2,440万円 (経営費) 1,690万円 (農業所得) 750万円 主たる従事者1人当たりの所得 510万円
トマト ＋ 水稻	<ul style="list-style-type: none"> トマトを主体とした水稻との複合経営(家族経営) 鉄骨ハウスでの<u>促成栽培と抑制栽培を組み合わせた年2作体系</u> 	【家族経営】 主 1人 補 2人	【高軒高ハウス 3,000 m²】 トマト 3,000 m ² 水稻 2 ha	(粗収益) 2,710万円 (経営費) 1,950万円 (農業所得) 760万円 主たる従事者1人当たりの所得 520万円
きゅうり ＋ 水稻	<ul style="list-style-type: none"> きゅうりを主体とした水稻との複合経営(家族経営) 農繁期には臨時雇用を活用 鉄骨ハウスでの<u>促成栽培と抑制栽培を組み合わせた年2作体系</u> 	【家族経営】 主 1人 補 2人 臨時雇用 1人/日	【鉄骨ハウス 3,000 m²】 きゅうり 3,000 m ² 水稻 2 ha	(粗収益) 2,840万円 (経営費) 2,110万円 (農業所得) 730万円 主たる従事者1人当たりの所得 490万円
ほうれんそう ＋ 水稻	<ul style="list-style-type: none"> 水稻と施設ほうれん草の複合経営(家族経営) 農繁期には臨時雇用を活用 パイプハウスでの周年栽培 <u>収穫機械、調製作業機等の導入による機械化体系の確立</u> 	【家族経営】 主 1人 補 2人 臨時雇用 1～15人/日	【パイプハウス 10,000 m²】 ほうれんそう 10,000 m ² 水稻 9 ha	(粗収益) 2,370万円 (経営費) 1,610万円 (農業所得) 760万円 主たる従事者1人当たりの所得 520万円
いちご	<ul style="list-style-type: none"> 大規模施設園芸(いちご)の法人経営 <u>環境制御システムや新品種、I P M技術等の導入による収量、品質の向上</u> <u>雇用型の大規模経営に適した労務管理</u> データに基づく高度な栽培管理と生産者間のネットワーク構築による改善スピードの向上 	【法人経営】 構成員 3人 常時雇用 3人 臨時雇用 1～6人/日	【鉄骨ハウス 10,000 m²】 いちご 10,000 m ²	(粗収益) 8,400万円 (経営費) 6,760万円 (農業所得) 1,640万円 主たる従事者1人当たりの所得 550万円

営農類型	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算
トマト	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模施設園芸(トマト)の法人経営 ・<u>環境制御システム</u>や<u>IPM技術</u>等の導入による収量、品質の向上 ・<u>雇用型の大規模経営に適した労務管理</u> ・データに基づく高度な栽培管理と生産者間のネットワーク構築による改善スピードの向上 	<p>【法人経営】 構成員 3人</p> <p>常時雇用 3人 臨時雇用 1~11人/日</p>	<p>【高軒高ハウス 10,000 m²】 トマト 10,000 m²</p>	<p>(粗収益) 12,480万円 (経営費) 10,760万円 (農業所得) 1,720万円 主たる従事者1人当たりの所得 570万円</p>
きゅうり	<ul style="list-style-type: none"> ・大規模施設園芸(きゅうり)の法人経営 ・<u>環境制御システム</u>や<u>IPM技術</u>等の導入による収量、品質の向上 ・<u>雇用型の大規模経営に適した労務管理</u> ・データに基づく高度な栽培管理と生産者間のネットワーク構築による改善スピードの向上 	<p>【法人経営】 構成員 3人</p> <p>常時雇用 3人 臨時雇用 1~7人/日</p>	<p>【鉄骨ハウス 10,000 m²】 きゅうり 10,000 m²</p>	<p>(粗収益) 11,730万円 (経営費) 10,100万円 (農業所得) 1,630万円 主たる従事者1人当たりの所得 540万円</p>

○花き

営農類型	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算
スプレー ぎく	<ul style="list-style-type: none"> ・花き（スプレーぎく）の単一経営（家族経営） ・農繁期には臨時雇用を活用 ・鉄骨ハウスでの周年栽培（年2作） ・高需要期（8月、12月）にあわせた作付体系 ・<u>EOD-heating 処理（燃油消費量削減技術）、選花結束機導入等による省力・低コスト栽培</u> 	【家族経営】 主 1人 補 2人 臨時雇用 4～7人/日	【鉄骨ハウス 4,000 m²】 スプレーぎく（年2作） シェード（8月）4,000 m ² 電照（12月）4,000 m ²	（粗収益） 2,770万円 （経営費） 2,030万円 （農業所得） 740万円 主たる従事者1人当たりの所得 500万円
トルコ ギキョウ + ストック	<ul style="list-style-type: none"> ・パイプハウスでのトルコギキョウとストックによる花き経営（家族経営） ・農繁期には臨時雇用を活用 ・<u>高需要期（8月）にあわせたトルコギキョウと低温でも開花するストックを組み合わせた高収益・低コスト栽培</u> 	【家族経営】 主 1人 補 2人 臨時雇用 1～2人/日	【パイプハウス 2,500 m²】 トルコギキョウ 2,500 m ² ストック 2,500 m ²	（粗収益） 1,610万円 （経営費） 810万円 （農業所得） 800万円 主たる従事者1人当たりの所得 560万円
シクラメン + 花壇苗	<ul style="list-style-type: none"> ・鉢もの類のシクラメンと花壇用苗もの類の組み合わせによる花き経営（家族経営） ・農繁期には臨時雇用を活用 	【家族経営】 主 1人 補 2人 臨時雇用 1人/日	【鉄骨ハウス 2,000 m²】 シクラメン 2,000 m ² 花壇用苗 2,000 m ²	（粗収益） 2,350万円 （経営費） 1,620万円 （農業所得） 730万円 主たる従事者1人当たりの所得 490万円

○果樹

営農類型	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算
りんご	<ul style="list-style-type: none"> ・果樹（りんご）の単一経営（家族経営） ・<u>わい化栽培とジョイント栽培を組み合わせ</u>た作付体系 ・<u>消費者ニーズに対応した多品種栽培</u> ・省力樹形の導入 	【家族経営】 主 1人 補 2人	【樹園地 1.5ha】 わい化栽培 1.0ha ジョイント栽培 0.5ha	(粗収益) 1,670万円 (経営費) 890万円 (農業所得) 780万円 主たる従事者1人当 たりの所得 540万円
ぶどう	<ul style="list-style-type: none"> ・果樹（ぶどう）の単一経営（家族経営） ・農繁期には臨時雇用を活用 ・<u>高品質な大粒系品種</u>を組み合わせた作付体系 ・省力樹形の導入 	【家族経営】 主 1人 補 2人 臨時雇用 1～4人/日	【樹園地 0.8ha】 ぶどう 0.8ha	(粗収益) 1,800万円 (経営費) 970万円 (農業所得) 830万円 主たる従事者1人当 たりの所得 590万円

○畜産

営農類型	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算
酪農	<ul style="list-style-type: none"> ・経産牛常時飼養頭数 50 頭の家族経営 ・1 頭あたりの年間産乳量 9,250 kg ・スタンションによるつなぎ式牛舎 ・パイプラインミルクカーにより搾乳 	【家族経営】 主 1人 補 2人	経産牛 50 頭飼養 飼料生産面積 10ha	(粗収益) 5,360 万円 (経営費) 4,520 万円 (農業所得) 840 万円 主たる従事者 1 人当たりの所得 600 万円
肉用牛 (肥育)	<ul style="list-style-type: none"> ・肥育牛常時飼養頭数 150 頭の家族経営 ・1 頭あたりの枝肉重量 551~592 kg ・導入月齢 9 ヶ月齢、出荷月齢 28 ヶ月齢 	【家族経営】 主 1人 補 2人	飼養頭数 150 頭 (去勢牛) 年間肥育牛出荷頭数 93 頭	(粗収益) 11,040 万円 (経営費) 10,280 万円 (農業所得) 760 万円 主たる従事者 1 人当たりの所得 520 万円
肉用牛 (繁殖)	<ul style="list-style-type: none"> ・経産牛常時飼養頭数 30 頭の家族経営 ・平均分娩間隔 390 日 ・年間経産牛更新頭数 5 頭 ・育成牛 自家保留 3 頭/年 導入 2 頭/年 	【家族経営】 主 1人 補 2人	飼養頭数 30 頭 (経産牛) 飼料生産面積 10ha 年間子牛出荷頭数 24 頭	(粗収益) 1,730 万円 (経営費) 950 万円 (農業所得) 780 万円 主たる従事者 1 人当たりの所得 540 万円
養豚 (一貫)	<ul style="list-style-type: none"> ・母豚 100 頭の一貫経営 (家族経営) ・種雄豚常時飼養頭数 6 頭 ・肥育豚 1 頭あたり枝肉重量 80 kg ・たい肥を有償販売 	【家族経営】 主 1人 補 2人	飼養頭数 100 頭 母豚 1 頭当たり 年間出荷頭数 20.4 頭	(粗収益) 7,850 万円 (経営費) 7,110 万円 (農業所得) 740 万円 主たる従事者 1 人当たりの所得 500 万円

○特用林産物

営農類型	モデルのポイント	経営形態	経営規模	経営試算
しいたけ (原木栽培) ＋ 水稲	<ul style="list-style-type: none"> ・原木栽培しいたけと水稲の複合経営（家族経営） ・人工ほだ場を利用 ・ほだ木の使用は植菌当年から3年間で平均6回転程度 	【家族経営】 主 1人 補 2人	経営規模 10,000 本 水稲 7 ha	(粗収益) 1,680 万円 (経営費) 950 万円 (農業所得) 730 万円 主たる従事者 1 人当 たりの所得 490 万円
しいたけ (菌床栽培)	<ul style="list-style-type: none"> ・しいたけ（菌床栽培）の単一経営（法人経営） ・機械の導入による作業の省力化 ・高収益を望める品種の選定 ・農繁期には臨時雇用を活用 	【法人経営】 構成員 3人 常時雇用 14人	経営規模 168,000 床 672 床から年 250 日収穫	(粗収益) 10,730 万円 (経営費) 8,730 万円 (農業所得) 2,000 万円 主たる従事者 1 人当 たりの所得 670 万円

2 新たに農業経営を営もうとする青年等が目標とすべき農業経営の指標

第1の5の(2)に示したような目標を可能とする農業経営の指標として、現に本市及び周辺市町で展開している優良事例を踏まえつつ、本市における主要な営農類型は第2の農業経営指標に示すとおりとする。

第3 第2に掲げる事項のほか、農業を担う者の確保及び育成に関する事項

1 農業者を担う者の確保及び育成の考え方

本市農業の基幹作物となっている稲作を中心に、野菜・花き・畜産等の特色ある農畜産物生産の維持・発展に必要となる効率的かつ安定的な経営体を育成するため、生産方式の高度化や経営管理の合理化に対応した高い技術を有した人材の確保・育成に取り組む。

認定農業者制度や認定新規就農者制度の認定を受けた者に対する各種支援制度を活用するとともに、宮城県農業経営・就農支援センター、登米農業改良普及センター、農業協同組合、農業委員会等と連携して研修・指導や相談対応等に取り組む。

また、新たに農業経営を営もうとする青年等の新規就農を促進するため、就農情報の提供、農地・農業用機械の取得に対する支援や生活支援などの充実による受入体制の整備、先進的な法人経営等での実践的研修の実施、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定新規就農者向けの支援策の積極的な活用の推進、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援等を行う。

さらに、農業従事者の安定的な確保を図るため、農業従事の態様等の改善、家族経営協定締結による就業制、休日制、ヘルパー制度の導入、シルバー人材の活用等に取り組む。

加えて、本市の農業の将来を担う幅広い人材の確保に向け、職業としての農業の魅力等を発信するとともに、雇用され農業に従事する者、定年退職後に農業に従事する者、他の仕事とともに農業に従事する者など農業生産に関わる多様な人材に対して、地域に定着し活躍できるよう必要な情報の提供、受入体制の整備、研修の実施、交流会の実施等の支援を行う。

2 本市が主体的に行う取組

宮城県農業経営・就農支援センターや登米農業改良普及センター、農業協同組合、農業委員会等と連携しながら、就農希望者に対し、疑問や悩みに答えるための就農相談を実施し、研修や就農に関する情報提供、栽培技術や経営ノウハウ等の農業経営に資する情報提供を行う。

また、就農後の定着に向けて本市が策定する「地域計画」に地域の中心的な経営体として位置づけられるよう促すとともに、国の新規就農者育成総合対策事業、青年等就農資金の積極的な活用、登米農業改良普及センターによる重点指導対象としての定期的な巡回指導や情報提供、当該青年等を集めての交流機会の提供、経営発展の意欲の高い者に対する優良経営者による集中講座により、さらに安定的な経営体への成長を促す機会の提供等を行う。

本市は、新たに農業経営を営もうとする青年等が、将来、効率的かつ安定的な農業経営者へと経営発展できるよう、必要な支援を集中的に措置する青年等就農計画（法第14条の4）制度の普及を図り、その経営の確立に資するため、青年等就農計画の実施状況を点検し、登米農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合等の関係機関・団体が必要に応じて栽培技術指導、経営指導等のフォローアップを行うなど、重点的に指導等を行う。

さらに、当該農業者が引き続き農業経営改善計画を作成し、認定農業者へ移行できるよう計画的に誘導する。

3 関係機関等の役割分担

本市は、宮城県、農業協同組合、農業委員会等の関係機関と連携しつつ、全体的な管理・推進を行いながら、就農等希望者への情報提供や相談対応、研修の実施、農用地や農業用機械等のあっせん・確保、就農後の定着に向けたサポート等を以下の役割分担により実施する。

- ① 新たに農業経営を開始しようとする者に対して、農地等に関する相談対応や情報の提供、農地等の紹介・あっせん等を農業委員会、農地中間管理機構が行う。
- ② 技術や経営ノウハウについての習得及び就農後の営農指導等フォローアップについては、登米農業改良普及センター、農業協同組合等が行う。

4 就農等希望者のマッチング及び農業を担う者の確保・育成のための情報収集・相互提供

本市は、農業再生協議会及び農業協同組合と連携して、区域内における作付け品目毎の就農受入体制、研修内容、就農後の農業経営・収入・生活のイメージ等、就農等希望者が必要とする情報を収集・整理し、宮城県及び宮城県農業経営・就農支援センターへ情報提供する。

農業を担う者の確保のため、農業協同組合等の関係機関と連携して、経営の移譲を希望する農業者の情報を積極的に把握するよう努め、本市の区域内において後継者がいない場合は、宮城県及び宮城県農業経営・就農支援センター等の関係機関へ情報提供する。

また、新たに農業経営を開始しようとする者が円滑に移譲を受けられるよう宮城県農業経営・就農支援センター、農地中間管理機構、農業委員会等の関係機関と連携し、円滑な継承に向けて必要なサポートを行うこととする。

第4 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

- 1 上記第2で示すような効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標は次のとおりである。

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積の目標	備考
88.0%	

(注) 1 効率的かつ安定的な農業経営を営む者とは、農林水産省による「担い手の農地利用集積状況調査」の定義に基づき、以下の経営体とする。

- (1) 認定農業者
 - (2) 基本構想水準達成者
 - (3) 集落営農経営（特定農業団体、集落営農組織[複数の農業者により構成される農作業受託組織であって、組織の規約を定め、対象作物の生産・販売について共同販売経理を行っている組織]）
 - (4) 認定新規就農者
- 2 「効率的かつ安定的な農業経営を営む者が利用する農用地の面積」とは、(注) 1 の経営体が営農する次の農用地の面積とする。
- (1) 自己所有地
 - (2) 借入地
 - (3) 特定農作業受託地（農作業を受託することを約した契約のうち、受託者が農産物を生産するために必要となる次の基幹的な作業を行うこと、その生産した農産物を当該受託者の名義をもって販売すること並びにその販売による収入の程度に応じ当該収入を農作業及び販売の受託の対価として充当することを約したものをいう。①稲については、耕起・代掻き、田植及び収穫・脱穀。②麦、大豆については、耕起・整地、播種及び収穫。③その他の作物にあつては、①又は②に準ずる作業。）

○効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積に関する目標

効率的かつ安定的な農業経営を営む上で、農地の面的集積が重要であることを踏まえて、農地中間管理事業等の活用により効率的かつ安定的な農業経営への農地利用集積の割合が高まるように努めるものとする。

○農業構造の指標

・効率的かつ安定的な経営体数の目標等

登米市 農業の 担い手	効率的かつ安定的 な経営体	区分	令和3年3月末 の実績経営体 (戸)	令和12年度 目標経営体 (戸)
		経営体数	783	655
		個別経営体	672	487
		組織経営体	111	168

(注) 1 実績は、令和3年3月31日現在の「登米市認定農業者」の数を計上している。

2 令和12年度の目標経営体数は、実績に基づき推計した数値を計上している。

区 分	令和3年3月末の実績		令和12年度目標	
	集積面積 (ha)	集積率 (%)	目標面積 (ha)	集積率 (%)
農地面積	17,600	49.2	17,200	88.0
経営体への集積面積	8,656		15,136	
田	15,700	52.2	15,300	90.0
経営体への集積面積	8,191		13,770	
畑	1,920	24.2	1,910	50.0
経営体への集積面積	465		955	

(注) 1 「農地面積」及び「経営体への集積面積」の実績は、令和2年度担い手への農地利用集積状況調査結果（令和3年3月31日現在）による。

2 「農地面積」の令和12年度目標面積は、今後見込まれる農地転用、大規模開発等を加味しながら設定したものである。

3 令和12年度目標の集積面積は「目標数値」に「農地面積」をそれぞれ乗じたものである。

2 その他農用地の効率的かつ総合的な利用に関する事項

農用地の利用の集積に関する目標等を達成するため、登米市担い手育成総合支援協議会を活用し、関係機関及び関係団体の緊密な連携の下、地域における農用地の利用集積対象者（農用地の引受け手）の状況等に応じ、地域の地理的自然的条件、営農類型の特性、農地の保有及び利用状況並びに農業者の意向を踏まえた効率的かつ安定的な農業経営への農地の利用集積の取組を促進する。その際、市は、関係機関及び関係団体とともに、こうした取組が効果的かつ計画的に展開されるよう、地域の農業者をはじめとする関係者の合意の形成を図りつつ、各年度ごとに、利用集積の進捗状況等を把握・検証し、必要に応じて改善を図る措置を講ずる。

なお、農用地の利用関係の改善を円滑に進める観点から、集落営農の組織化を促進する取組を行う際は、既存の認定農業者等の規模拡大努力の成果に十分配慮するものとする。この場合、両者の間で、農用地の利用集積に関して無用の混乱が生じないように、地域における話し合い活動の中で、十分な調整を行うこととする。

また、本市、農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合、土地改良区等の関係機関・団体が連携し、地域計画の策定を通じ、地域の合意形成を図りながら、面としてまとまった形での農用地の集約化を進めることにより、団地面積の増加を図るとともに、担い手への農用地の集積を加速させる。

第5 農業経営基盤強化促進事業に関する事項

農業経営基盤強化促進事業の実施にあたっては、宮城県が策定した「農業経営基盤の強化

の促進に関する基本方針」の第5「農業経営基盤強化促進事業の実施に関する事項」に定められた方向に則し、効率的かつ安定的な農業経営体への農用地の集積・集約化を進めるに当たっては、農地中間管理事業を中心的な事業と位置づけ、「地域計画」の地域内の農業を担う者に対する農地の集積・集約化を推進していくこととする。ただし、農地の出し手である地権者の意向には十分配慮して、利用権設定等促進事業や農作業受委託等促進事業等の農業経営基盤強化促進事業についても活用することで目標の達成を図る。

特に本市では、早くから土地改良事業が実施され、ほ場整備事業やかんがい排水事業の生産基盤整備が進んでおり、高度な機械化一貫作業体系が確立されていることから、ほ場区画の大型化による効率的な生産条件を生かし、市、農業委員会、農業協同組合、土地改良区が連携を密にし、効率的かつ安定的な農業経営体が連担団地化された条件下で効率的な生産が行えるよう誘導する。

なお、農業経営基盤強化促進事業として、次に掲げる事業を行う。

- ① 利用権設定等促進事業
- ② 農用地利用改善事業の実施を促進する事業
- ③ 農業協同組合が行う農作業の受委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施を促進する事業
- ④ その他農業経営基盤の強化を促進するために必要な事業

これらの各事業については、各地域の特性を踏まえてそれぞれの地域で重点的に実施するものとする。

なお、農地中間管理事業の実施を促進する事業については、市全域を対象として地域の重点実施と連携して積極的な取組を行い、面的な集積が図れるよう努めるものとする。ほ場整備済区域においては、高能率な生産基盤条件を活かすため、農地中間管理事業、利用権設定等促進事業を重点的に実施し、担い手が効率的な条件下で生産を行えるよう努める。

また、各地域においては、高齢化・兼業化のため担い手が減少しており、遊休農地が増加していることから、農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、担い手への農地集積・集約化を推進するとともに、青年等の担い手育成・確保を行いながら、農地の有効利用の継続や農業経営の効率化を進める。加えて、農地中間管理事業の推進にあたっては、「地域計画」と連動させ、効率的・効果的な実施を図ることとする。

ア 平坦部で、今後県営ほ場整備事業の実施が進められる見込みの地区においては、ほ場区画の大型化による高能率な生産条件の形成を活かすため、農地中間管理事業を活用し農用地の集積・集約化が加速するよう努める。また、農地の流動化または補完する手段として利用権設定等促進事業を重点的に実施する。

特に、換地と一体的な利用権設定を推進し、土地改良区の主体的な取組によって効率的かつ安定的な農業経営体が連担団地化された条件下で効率的な生産が行えるよう努める。

イ 中山間地域では、特に農用地利用改善事業を重点的に推進し、農用地利用改善団体の活動を活発化することにより、担い手不足の下で多発している遊休農地の解消に努める。

さらに、農用地利用改善団体に対しては、特定農業法人制度及び特定農業団体制度についての啓発に努め、必要に応じ、農用地利用改善団体が特定農業法人制度及び特定農業団体制度に取り組めるよう指導、助言を行う。

以下、各個別事業ごとに記述する。

1 利用権設定等促進事業に関する事項

(1) 利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件

① 個人、農地所有適格法人の要件

耕作又は養畜の事業を行う個人（法第 18 条第 2 項第 6 号に定める利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事することと認められない者を除く）又は農地所有適格法人（農地法（昭和 27 年法律第 229 号）第 2 条第 3 項に規定する農地所有適格法人をいう。）が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、次に掲げる場合に応じてそれぞれ定めるところによる。

ア 農用地の要件

農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合、次の（ア）から（オ）までに掲げる要件のすべて（農地所有適格法人にあっては（ア）、（エ）及び（オ）に掲げる要件のすべて）を備えること。

（ア）耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）

（イ）耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること。

（ウ）その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること。

（エ）その者の農業経営に主として従事すると認められる農業従事者（農地所有適格法人にあっては、常時従事者たる構成員をいう。）がいること。

（オ）所有権の移転を受ける場合は、上記（ア）から（エ）までに掲げる要件のほか、借入者が当該借入地につき所有権を取得する場合、農地の集団化を図るために必要な場合、利用権の設定等を行うものが飯米確保等の必要から代替地を求めている場合、又は近い将来に農業後継者が確保できることとなることが確実である等特別な事情がある場合を除き、農地移動適正化あっせん譲受け等候補者名簿に登録されている者であること。

イ 混牧林地の要件

混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その者が利用権の設定などを受ける土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことが出来ると認められること。

ウ 農業用施設用地の要件

農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合、その土地を効率的に利用することが

できると認められること。

② 農用地の要件の特例

農用地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者が利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を行う場合において、当該者が前項のアの（ア）及び（イ）に掲げる要件（農地所有適格法人にあっては、（ア）に掲げる要件）のすべてを備えているときは、前項の規定にかかわらず、その者は、おおむね利用権の設定等を行う農用地の面積の合計の範囲内で利用権の設定等を受けることができるものとする。

③ 農業協同組合等が農地中間管理事業を行う場合の要件

農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）第 10 条第 2 項に規定する事業を行う農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、同法第 11 条の 50 第 1 項第 1 号に掲げる場合において農業協同組合又は農業協同組合連合会が利用権の設定等を受ける場合、農地中間管理事業の促進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 2 条第 3 項に規定する農地中間管理事業を行う農地中間管理機構、又は独立行政法人農業者年金基金法（平成 14 年法律第 127 号）附則第 6 条第 1 項第 2 号に掲げる業務を実施する独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を受ける場合、若しくは農地中間管理機構、又は独立行政法人農業者年金基金が利用権の設定等を行う場合には、これらの者が当該事業又は業務の実施に関し定めるところによる。

④ 法第 18 条第 2 項第 6 号に定める利用権の設定等を受けた後において行う耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められない者（個人及び法人）が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受ける場合には、次に掲げる要件のすべてを備えるものとする。

ア その者が、耕作又は養畜の事業に供すべき農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）のすべてを効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うと認められること。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行うと見込まれること。

ウ その者が、法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員のうち 1 人以上の者が、その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること。

⑤ 農地所有適格法人の組合員等の要件

農地所有適格法人の組合員、社員又は株主（農地法第 2 条第 3 項第 2 号イからトに掲げる者に限る。）が、利用権設定等促進事業の実施により、当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行うため利用権の設定等を受ける場合は、①の規定にかかわらず利用権の設定等を受けることができるものとする。

ただし、利用権の設定等を受けた土地のすべてについて当該農地所有適格法人に利用権の設定等を行い、かつ、これら二つの利用権の設定等が同一の農用地利用集積計画において行われる場合に限るものとする。

⑥ その他の要件

①から⑤に定める場合のほか、利用権の設定等を受ける者が利用権の設定等を受けた後において備えるべき要件は、別紙1のとおりとする。

⑦ 農業経営の受委託に係る利用権の設定

農業経営の受委託に係る利用権の設定については、③に規定する農業協同組合法第10条第2項に規定する事業を行う農業協同組合、農業協同組合連合会及び同法72条の10第1項第2号の事業を併せ行う農地所有適格法人である農事組合法人が主として組合員から農業経営を受託する場合その他農用地等利用関係として農業経営の受委託の形態をとることが特に必要でかつ適当と認められる場合に限り行うものとする。

(2) 利用権の設定等の内容

利用権設定等促進事業の実施により、認定（又は移転）される利用権の存続期間（又は残存期間）の基準、借賃の算定基準及び支払い（持分の付与を含む。以下同じ。）の方法、農業経営の受委託の場合の損益の算定基準及び決済の方法、その他利用権の条件並びに移転される所有権の移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。以下同じ。）の算定基準及び支払いの方法並びに所有権の移転の時期は、別紙2のとおりとする。

(3) 開発を伴う場合の措置

① 開発事業計画の提出

開発して農用地又は農業施設用地とすることが適当な土地についての利用権の設定等を内容とする農用地利用集積計画の作成に当たっては、その利用権の設定等を受ける者（地方公共団体及び農地中間管理機構を除く。）から「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」（平成24年5月31日付け24経営第564号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）様式第7号に定める様式による開発事業計画の提出を求める。

② 開発事業計画の適合要件と農用地利用集積計画の手続き

①の開発事業計画が提出された場合において、次に掲げる要件に適合すると認められるときに農用地利用集積計画の手続きを進める。

ア 当該開発事業の実施が確実であること。

イ 当該開発事業の実施にあたり農地転用を伴う場合は、農地転用の許可の基準に従って許可し得るものであること。

ウ 当該開発事業の実施に当たり農用地区域内の開発行為を伴う場合は、開発行為の許可基準に従って許可し得るものであること。

(4) 農用地利用集積計画の策定期間

① (5)の申出その他の状況から農用地の農業上の利用の集積を図るため必要があると認めるときは、その都度、農用地利用集積計画を定める。

② 農用地利用集積計画の定めるところにより設定又は移転された利用権の存続期間又は残存期間の満了後も農用地の農業上の利用の集積を図るため、引き続き農用地利用集積

計画を定めるよう努めることとする。

この場合において、当該農用地利用集積計画は、現に定められている農用地利用集積計画に係る利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の30日前までに、当該利用権の存続期間又は残存期間の満了の日の翌日を始期とする利用権の設定又は移転を内容として定める。

(5) 要請及び申出

① 農業委員会による農用地利用集積計画の策定の要請

農業委員会は、認定農業者で利用権の設定を受けようとする者又は利用権の設定等を行おうとする者の申出をもとに、農用地の利用権の調整を行った結果、認定農業者に対する利用権設定等の調整が調ったときには、市に農用地利用集積計画を定めるべき旨を要請することができる。

② 本市の全部又は一部をその地区の全部又は一部とする土地改良区は、その地区内の土地改良法（昭和24年法律第195号）第52条第1項又は第89条の2第1項の換地計画に係る地域における農地の集団化と相まって農用地の集積を図るため、利用権設定等促進事業の実施が必要であると認めるときは、別に定める様式により農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

③ 農用地利用改善団体及び営農指導事業においてその組合員の行う作付地の集団化、農作業の効率化等の農用地の利用権系の改善に関する措置の推進に積極的に取り組んでいる農業協同組合は、別に定める様式により市に農用地利用集積計画に定めるべき旨を申し出ることができる。

④ ②、③に定める申出を行う場合において、(4)の②の規定により定める農用地利用集積計画の定めるところにより利用権の存続を申し出る場合には、現に設定（又は移転）されている利用権の存続期間（又は残存期間）の満了の日の90日前までに申し出るものとする。

(6) 農用地利用集積計画の作成

① 農業委員会からの要請への対応事項

(5)の①の規定による農業委員会からの要請があった場合には、その要請の内容を尊重して農用地利用集積計画を定める。

② 農用地利用改善団体等からの申出への対応

(5)の②、③の規定による農用地利用改善団体、農業協同組合又は土地改良区から申出があった場合には、その申出の内容を勘案して農用地利用集積計画を定めるものとする。

③ その他利用権設定者等の申出への対応

①、②に定める場合のほか、利用権の設定等を行おうとする者又は利用権の設定等を受けようとする者の申出があり、利用権設定等の調整が整ったときは、市は農用地利用集積計画を定めることができる。

④ 要請、申出等による計画策定の留意事項

市は、農用地利用集積計画において利用権の設定等を受ける者を定めるにあたっては、利用権の設定等を受けようとする者（（１）に規定する利用権の設定等を受けるべき者の要件に該当する者に限る。）について、その者の農業経営の状況、利用権の設定等を行おうとする土地、その者の現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の位置、その他の利用条件等を総合的に勘案して、農用地の農業上の利用の集積並びに利用権の設定等を受けようとする者の農業経営の改善及び安定に資するようとする。

（７）農用地利用集積計画の内容

農用地利用集積計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。なお、⑥のウに掲げる事項については、（１）の④に定める者がこれらを実行する能力があるかについて確認して定めるものとする。

- ① 利用権の設定等を受ける者の氏名又は名称及び住所
- ② ①に規定する者が利用権の設定等（（１）の④に定める者である場合については、賃借権又は使用貸借による権利の設定に限る。）を受ける土地の所在、地番、地目及び面積
- ③ ①に規定する者に②に規定する土地について、利用権の設定等を行う者の氏名又は名称及び住所
- ④ ①に規定する者が設定（又は移転）を受ける利用権の種類、内容（土地の利用目的を含む。）、始期（又は移転の時期）、存続期間（又は残存期間）、借賃及びその支払の方法（当該利用権が農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利である場合にあっては農業の経営の委託者に帰属する損益の算出基準及び決済の方法）、利用権の条件その他利用権の設定（又は移転）に係る法律関係
- ⑤ ①に規定する者が移転を受ける所有権の移転の後における土地の利用目的、当該所有権の移転の時期、移転の対価（現物出資に伴い付与される持分を含む。）及びその支払い（持分の付与を含む。）の方法、その他所有権の移転に係る法律関係
- ⑥ ①に規定する者が（１）の④に規定する者である場合には、次に掲げる事項
 - ア その者が、賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた後において、その農用地を適正に利用していないと認められる場合に、賃借権又は使用貸借の解除をする旨の条件
 - イ その者が、賃貸借又は使用貸借を解除し撤退した場合の混乱を防止するための次に掲げる事項その他撤退した場合の混乱を防止するための事項
 - （ア）農用地を明け渡す際の原状回復の義務を負う者
 - （イ）原状回復の費用の負担者
 - （ウ）原状回復がなされないときの損害賠償の取決め
 - （エ）貸借期間の中途の契約終了時における違約金支払の取決め
- ⑦ ①に規定する者の農業経営の状況

（８）同意

市は、農用地利用集積計画の案を作成したときは、(7)の②に規定する土地ごとに(7)の①に規定する者並びに当該土地について所有権、地上権、永小作権、質権、賃借権、使用貸借による権利又はその他の使用及び収益を目的とする権利を有する者すべての同意を得る。

ただし、数人の共有に係る土地について利用権（その存続期間が20年を超えないものに限る。）の設定又は移転をする場合における当該土地について所有権を有する者の同意については、当該土地について2分の1を超える共有持分を有する者の同意が得られていなければならないものとする。

(9) 公告

市は、農業委員会の決定を経て農用地利用集積計画を定めたとき、または(5)の①の規定による農業委員会の要請の内容と一致する農用地利用集積計画を定めたときは、その旨及びその農用地利用集積計画の内容のうち(7)の①から⑥までに掲げる事項を市の掲示板への掲示により公告する。

(10) 公告の効果

市が、(9)の規定による公告をしたときは、その公告に係る農用地利用集積計画の定めるところによって利用権が設定され若しくは移転し又は所有権が移転する。

(11) 利用権の設定等を受けた者の責務

利用権設定等促進事業の実施により利用権の設定等を受けた者は、その利用権の設定等に係る土地を効率的に利用するよう努めなければならない。

(12) 紛争の処理

市は、利用権設定等促進事業の実施による利用権の設定等が行われた後は、借賃又は対価の支払等利用権の設定等に係る土地の利用に伴う紛争が生じたときは、当該利用権等の当事者の一方又は双方の申出に基づき、その円満な解決に努める。

(13) 農用地利用集積計画の取消し等

① 次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、(9)の規定による公告のあった農用地利用集積計画の定めにより賃借権又は使用貸借による権利の設定を受けた(1)の④に規定する者（法第18条第2項第6号に規定する者）に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずべきことを勧告することができるものとする。

ア その者が、その農用地において行う耕作又は養畜の事業により、周辺の地域における農用地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生じているとき。

イ その者が、地域の農業における他の農業者との適切な役割分担の下に継続的かつ安定的に農業経営を行っていないと認められるとき。

ウ その者が法人である場合にあっては、その法人の業務を執行する役員の内いずれもが

その法人の行う耕作又は養畜の事業に常時従事していないと認めるとき。

- ② 市は、次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、農業委員会の決定を経て、農用地利用集積計画のうち当該各号に係る賃借権又は使用貸借による権利の設定に係る部分を取消すものとする。

ア (9)の規定による公告があった農用地利用集積計画の定めるところによりこれらの権利の設定を受けた(1)の④に規定する者がその農用地を適正に利用していないと認められるにもかかわらず、これらの権利を設定した者が賃借権又は使用貸借の解除をしないとき。

イ ①の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わなかったとき。

- ③ 市は、②の規定による取消しをしたときは、農用地利用集積計画を取消した旨及び当該農用地利用集積計画のうち取消しに係る部分を所定の手段により公告する。
- ④ 市が③の規定による公告をしたときは、②の規定による取消しに係る賃借権又は使用貸借は解除されたものとみなす。
- ⑤ 農業委員会は、②の規定による取消しがあった場合において、当該農用地の適正かつ効率的な利用が図られないおそれがあると認めるときは、当該農用地の所有者に対し、当該農用地についての利用権設定等のあっせんを働きかけるとともに、必要に応じて農地中間管理事業の活用を図るものとする。農業委員会は、所有者がこれらの事業の実施に応じたときは、農地中間管理機構に連絡して協力を求めるとともに、連携して農用地の適正かつ効率的な利用の確保に努めるものとする。

2 法第18条第1項の協議の場の設置の方法、法第19条第1項に規定する地域計画の区域の基準その他法第4条第3項第1号に掲げる事業に関する事項

協議の場の設置については、幅広い農業者の参画を図るため、協議の場を設置する区域ごとに、当該区域における基幹作物である水稻の農繁期を除いて設定することとし、開催に当たっては、農業者への通知、他の農業関係の集まりを積極的に活用し、周知を図ることとする。参加者については、農業者、本市、農業委員、農地利用最適化推進委員、農業協同組合、農地中間管理機構の地域コーディネーター、土地改良区、宮城県、その他の関係者とし、協議の場において、地域の中心となる農用地の出し手及び受け手の意向が反映されるように調整を行うものとする。農業上の利用が行われる農用地等の区域については、これまで人・農地プランの実質化が行われている区域を基に、農業振興地域内の農用地等が含まれるように設定することとし、農業上の利用が見込めず、農用地として維持することが困難な農用地については、必要に応じて活性化計画を作成し、粗放的な利用等による農用地の保全等を図ることとする。

本市は、地域計画の策定に当たって、宮城県・農業委員会・農地中間管理機構・農業協同組合・土地改良区等の関係団体と連携しながら、協議の場の設置から地域計画の公表に至るまで、適切な進捗管理を行うこととし、地域計画に基づいて利用権の設定等が行われているか進捗管理を毎年実施することとする。

3 農用地利用改善事業の実施を促進する事業に関する事項

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準その他農用地利用改善事業の実施の基準に関する事項は、次のとおりである。

(1) 農用地利用改善事業の実施の促進

市は、地域関係農業者等が、農用地の有効利用及び農業経営の改善のために行う自主努力を助長するため、地域関係農業者等の組織する団体による農用地利用改善事業の実施を促進する。

(2) 区域の基準

農用地利用改善事業の実施の単位として適当であると認められる区域の基準は、土地の自然的条件、農用地の保有及び利用の状況、農作業の実施の状況、農業経営活動の領域等の観点から、農用地利用改善事業を行うことが適当であると認められる区域（1～数集落）とするものとする。

なお、土地の自然条件、農用地の実施状況、農業経営活動の領域等から1つの集落を単位とした区域を実施区域とすることが困難である場合にあっては、農用地の効率的かつ総合的な利用に支障をきたさない場合に限り、集落の一部を除外した区域を実施区域とすることができるものとする。

(3) 農用地利用改善事業の内容

農用地利用改善事業の主な内容は、(2)に規定する区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための、作付地の集団化、農作業の効率化、その他の措置及び農用地の利用関係の改善に関する措置を推進するものとする。

(4) 農用地利用規程の内容

① 農用地利用規程の申請事項

農用地利用改善事業の準則となる農用地利用規程においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

ア 農用地の効率的かつ総合的な利用を図るための措置に関する基本的な事項

イ 作付地の集団化その他農作物の栽培の改善に関する事項

ウ 農作業の効率化に関する事項

エ 認定農業者とその他の構成員との役割分担その他農作業の効率化に関する事項

オ 認定農業者に対する農用地の利用の集積の目標その他農用地の利用関係の改善に関する事項

カ その他必要事項

② 農用地利用規程の留意点

農用地利用規程においては、①に掲げるすべての事項についての実行方策を明らかにするものとする。

(5) 農用地利用規程の認定

① 地域の農業組織等の農用地利用規程の認定

(2) に規定する区域をその区域とする地域関係農業者等の組織する団体で、定款又は規約及び構成員につき法第 23 条第 1 項に規定する要件を備えるものは、基本要綱参考様式第 6-1 号の認定申請書を市に提出して、農用地利用規程について市の認定を受けることができる。

② 規程の認定とその要件

市は、申請された農用地利用規程が次に掲げる要件に該当するときは、法第 23 条第 1 項の規定に基づき認定をする。

ア 農用地利用規程の内容が基本構想に適合するものであること。

イ 農用地利用規程の内容が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること。

ウ (4) の①のエに掲げる役割分担が認定農業者の農業経営の改善に資するものであること。

エ 農用地利用規程が適正に定められており、かつ、申請者が当該農用地利用規程で定めるところに従い農用地利用改善事業を実施する見込みが確実であること。

③ 認定に伴う公告

②の認定をしたときは、その旨及び当該認定に係る農用地利用規程を市の掲示板への掲示により公告する。

④ 規程変更の取り扱い

①から③までの規定は、農用地利用規程の変更についても準用する。

(6) 特定農業法人又は特定農業団体を定める農用地利用規程の認定

① 規定における特定農業法人の認定

(5) の①に規定する団体は、農用地の保有及び利用の現況及び将来の見通し等からみて農用地利用改善事業が円滑に実施されないと認めるときは、当該団体の地区内の農用地の相当部分について農業上の利用を行う効率的かつ安定的な農業経営体を育成する観点から、当該団体の構成員からその所有する農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う農業経営を営む法人(以下「特定農業法人」という。)又は当該団体の構成員からその所有する農用地について農作業の委託を受けて農用地の利用の集積を行う団体(農業経営を営む法人を除き、農業経営を営む法人となることが確実であると見込まれること、定款又は規約を有していることなど、農業経営基盤強化促進法施行令第 11 条に掲げる要件に該当するものに限る。以下「特定農業団体」という。)を、当該特定農業法人又は特定農業団体の同意を得て、農用地利用規程において定めることができる。

② 規定の設定事項

①の規定により定める農用地利用規程においては、(4) の①に掲げる事項のほか、次

の事項を定めるものとする。

ア 特定農業法人又は特定農業団体の名称及び住所

イ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用の集積の目標

ウ 特定農業法人又は特定農業団体に対する農用地の利用権の設定等及び農作業の委託に関する事項

③ 規程の要件と認定

市は、②に規定する事項が定められている農用地利用規程について（５）の①の認定の申請があった場合において、農用地利用規程の内容が（５）の②に掲げる要件のほか、次に掲げる要件に該当するときは、（５）の①の認定をする。

ア ②のイに掲げる目標が、（２）に規定する区域内の農用地の相当部分について利用の集積をするものであること。

イ 申請者の構成員からその所有する農用地について、利用権の設定等又は農作業の委託を行いたい旨の申出があった場合に、特定農業法人が当該申出に係る農用地について、利用権の設定等若しくは農作業の委託を受けること、又は特定農業団体が当該申出に係る農用地について農作業の委託を受けることが確実であると認められること。

ウ ②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）において、実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため特に必要があると認められるときは、農業上の利用の程度がその周辺地域における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、所有権（所有権以下の権限に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）に対し、当該特定農業法人に利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる旨定められていること。

④ 特定農業法人における規程の取り扱い

②で規定する事項が定められている農用地利用規程（以下「特定農用地利用規程」という。）で定められた特定農業法人は、認定農業者と、特定農用地利用規程は、法第 12 条第 1 項の認定に係る農業経営改善計画とみなす。

（７）農用地利用改善団体の勧奨等

① （５）の②の認定を受けた団体（以下「認定団体」という。）は、当該認定団体が行う農用地利用改善事業の実施区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るため、特に必要があると認められるときは、その農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地について、当該農用地の所有者（所有者以外に権原に基づき使用及び収益をする者がある場合には、その者）である当該認定団体の構成員に対し、認定農業者（特定農用地利用規程で定めるところに従い、農用地利用改善事業を行う認定団体にあたっては、当該特定農用地利用規程で定められた特定農業団体を含む。）に、利用権の設定等又は農作業の委託を行うよう勧奨することができる。

② ①の勧奨は、農用地利用規程に基づき実施するものとする。

- ③ 特定農用地利用規程で定められた特定農業法人及び特定農業団体は、当該特定農用地利用規程で定められた農用地利用改善事業の実施区域内にその農業上の利用の程度がその周辺の当該区域内における農用地の利用の程度に比べ、著しく劣っていると認められる農用地がある場合には、当該農用地について利用権の設定等又は農作業の委託を受け、当該区域内の農用地の効率的かつ総合的な利用を図るよう努めるものとする。

(8) 農用地利用改善事業の指導、助言

① 指導・助言の徹底

市は、認定団体が農用地利用改善事業を円滑に実施できるよう必要な指導・助言に努める。

② 関係機関との連携

市は、(5)の①に規定する団体又は当該団体になろうとするものが、農用地利用改善事業の実施に関し、登米農業改良普及センター、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、農地中間管理機構等の指導、助言を求めてきたときは、登米市担い手育成総合支援協議会との連携を図りつつ、これらの機関・団体が一体となって総合的・重点的な支援・協力が行われるように努める。

4 農業協同組合が行う農作業の受委託のあっせんの促進その他の委託を受けて行う農作業の実施の促進に関する事項

(1) 農作業の受委託の促進

本市は、次に掲げる事項を重点的に推進し、農作業の受委託を組織的に促進する上で必要な条件の整備を図る。

ア 農業委員会、農地中間管理機構、農業協同組合その他農業に関する団体による農作業受委託のあっせん、農業協同組合自らが委託を受けて農作業を行う取組等の促進

イ 効率的な農作業の受託事業を行う生産組織の育成

ウ 農作業、農業機械利用の効率化等を図るため農作業受託の促進の必要性についての普及啓蒙

エ 農用地利用改善事業を通じた農作業の効率化のための措置と農作業の受委託の組織的な促進措置との連携の強化

オ 地域及び作業ごとの事情に応じた部分農作業受委託から全面農作業受委託、さらには利用権の設定への移行の促進

カ 農作業の受託に伴う労賃、機械の償却等の観点からみた適正な農作業受託料金の基準の設定

(2) 農業協同組合による農作業の受委託のあっせん等

農業協同組合は、農作業受委託のあっせん窓口の開設等を通じて、農作業の受託又は委託を行おうとする者から申出があった場合は、農作業の受委託のあっせんに努めると

ともに、農作業の受託を行う農業者の組織化の推進、共同利用機械施設の整備等により、農作業受委託の促進に努めるものとする。

5 その他農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項

(1) 農業経営基盤の強化を促進するために必要なその他の関連施策との連携

ア 県営ほ場整備事業による条件整備

県営ほ場整備事業による農業生産基盤整備の促進を通じて、水田の大区画化を進めるとともに、カントリーエレベーター、野菜集出荷施設等の農業近代化施設を積極的に活用し効率的かつ安定的な農業経営を目指す者が、経営発展を図っていく上での条件整備に努める。

イ 園芸、畜産団地の建設等による条件整備

施設整備事業等の導入を図り、園芸、畜産団地を総合的に建設し複合経営の一層の推進を目指す。

ウ 本市は、地域水田収益力強化ビジョンの実現に向けた積極的な取組によって、水稲作、転作を通じ望ましい経営の育成を図ることとともに、面的な広がりでの田畑輪換を実施するなど集団的土地利用を実施している優良農業生産組合等を範としつつ、このような転作を契機とした地域の土地利用の見直しを通じて農用地の利用集積、連担化、団地化、とりわけ面的集積による効率的作業単位の形成等、望ましい経営体の育成と営農展開に資するよう努める。

エ 農村環境整備事業との連携

農村定住化を基本とした環境整備を積極的に推進するため、農村集落排水事業等の促進と併せて農村景観の保全を維持し、住みよいまちづくりと農村の活性化を図り、農村の健全な発展によって望ましい農業経営の育成に資するよう努める。

オ 地域農業の振興に関するその他の施策

地域農業の振興に関するその他の施策を行うにあたっては、農業経営基盤の強化の促進に資することとなるよう十分配慮する。

(2) 推進体制等

① 事業推進体制等

本市は、農業委員会、登米農業改良普及センター、農業協同組合、土地改良区、農用地利用改善団体、農地中間管理機構、その他の関係団体と連携しつつ、農業経営基盤強化の促進方策について検討するとともに、今後10年にわたり、第1、第4で掲げた目標や第2の指標で示される効率的かつ安定的な経営の育成に資するための実現方策等について、各関係機関・団体ごとの行動計画を樹立する。またこのような長期行動計画と併せて、年度別活動計画において当面行うべき対応を各関係機関・団体ごとに明確化し、関係者が一体となって合意の下に効率的かつ安定的な経営の育成及びこれらへの農用地利用の集積を強力に推進する。

② 農業委員会等の協力

農業委員会、農業協同組合、土地改良区及び農地中間管理機構は、農業経営基盤強化の円滑な実施に資することとなるよう、登米市担い手育成総合支援協議会のもとで相互に連携を図りながら協力するように努めるものとし、市はこのような協力の推進に配慮する。

第6 農地中間管理機構が行う特例事業の実施に関する事項

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第4条の規定により宮城県の農地中間管理機構に指定されたみやぎ農業振興公社は、県基本方針第6に定められた事業を行う。

本市において、農地中間管理機構が特例事業を行う際は、登米市農業振興地域整備計画の内容に則して適正かつ円滑に特例事業が行われることとし、本市は農地中間管理機構、農業協同組合、農業委員会、登米農業改良普及センター等関係機関・団体との協調に努める。

第7 その他

この基本構想に定めるもののほか、農業経営基盤強化促進事業の実施に関し必要な事項については、別に定めるものとする。

附 則

1 この基本構想は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成22年6月8日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成26年10月28日から施行する。

附 則

この基本構想は、平成28年9月20日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和4年3月31日から施行する。

附 則

この基本構想は、令和5年9月20日から施行する。

別紙1 [第5の1の(1)の⑥ → その他の要件の関係]

次に掲げる者が利用権の設定等を受けた後において、法第18条第2項第2号に規定する土地（以下「対象土地」という。）の用途ごとにそれぞれ定める要件を備えている場合には、利用権の設定等を行うものとする。

1 地方自治法（昭和22年法律第67号）第298条第1項の規定による地方開発事業団体以外の地方公共団体（対象土地を農業上の利用を目的とする用途たる公用又は公共用に供する場合に限る。）農業協同組合等（農地法施行令（昭和27年政令第445号）第2条第2項第1号に規定する法人をいい、当該法人が対象土地を直接又は間接の構成員の行う農業に必要な施設の用に供する場合に限る。）又は畜産公社（農地法施行令第2条第2項第3号に規定する法人をいい、当該法人が同号に規定する事業の運営に必要な施設の用に供する場合に限る。）

○ 対象土地を農用地（開発して農用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農用地を含む。）として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・・・・法第18条第3項第2号のイに掲げる事項

○ 対象土地を農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を開発した場合におけるその開発後の農業用施設用地を含む。以下同じ。）として利用するための利用権の設定等を受ける場合

・・・・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

2 農業協同組合法第72条の10第1項第2号の事業を行う農事組合法人（農地所有適格法人である場合を除く。）又は生産森林組合（森林組合法（昭和53年法律第36号）第93条第2項第2号に掲げる事業を行うものに限る。）（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

○ 対象土地を混牧林地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・・・・その土地を効率的に利用して耕作又は養畜の事業を行うことができると認められること。

○ 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合

・・・・・・その土地を効率的に利用することができることと認められること。

3 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項各号に掲げる事業（同項第6号に掲げる事業を除く。）を行う法人又は農業近代化資金融通法施行令（昭和36年政令第346号）第1条第7号若しくは第8号に掲げる法人。（それぞれ対象土地を農用地以外の土地としてその行う事業に供する場合に限る。）

- 対象土地を農業用施設用地として利用するため利用権の設定等を受ける場合
.....その土地を効率的に利用できると認められること。

別紙2 [第5の1の(2) → 利用権の設定等の内容の関係]

1 農用地(開発して農用地とすることが適当な土地を含む。)として利用するため利用権(農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。)の設定又は移転を受ける場合

①存続又は残存期間	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
<p>1 存続期間は5年(農業者年金制度関連の場合は10年。開発して農用地とすることが適当な土地について利用権の設定等を行う場合は、開発してその効用を發揮する上で適切と認められる期間。その他利用目的に応じて適切と認められる一定の期間とする。)</p> <p>ただし、利用権を設定する農用地において栽培を予定する作目の通常の栽培期間から見て5年とすることが相当でないとは認められる場合には、5年と異なる存続期間とすることができる。</p> <p>2 残存期間は、移転される利用権の残存期間とする。</p> <p>3 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により設定又は移転される利用権の当事者が当該利用権の存続期間又は残存期間の中途において解約する権利を有しない旨を定める。</p>	<p>1 農地については、農地法第52条の規定により、農業委員会が情報提供する地域の実勢を踏まえた借賃料情報等を十分考慮し、当該農地の生産条件等を勘案して算定する。</p> <p>2 牧草放牧地については、その採草牧草地の隣接の採草放牧地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときはその採草放牧地の近傍の農地について算定される借賃の額を基礎とし、当該採草牧草地の生産力及び固定資産評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農用地とすることが適当な土地については、開発後の土地の借賃の水準、開発費用の負担区分の割合、通常の実産力を發揮するまでの期間等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>4 借賃を金銭以外のもの定めようとする場合には、その借賃は、それを金銭に換算した</p>	<p>1 借賃は、毎年農用地利用集積計画に定める日までに、当該年に係る借賃の金額を一時で支払う。</p> <p>2 1の支払は、賃貸人の指定する口座に振り込むこととし、その他の場合は、賃貸人の住所に持参して支払う。</p> <p>3 借賃を金銭以外のもの定められた場合には、原則として毎年一定の期日までに当該年に係る借賃の支払を履行する。</p>	<p>1 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により、利用権の設定又は移転を受ける者は、当該利用権に係る農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地を返還するに際し、民法の規定により当該農用地の改良のために費やした金額、その他法令による権利の行使である場合を除き、当該利用権の設定者に対し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない旨を定める。</p> <p>2 農用地利用集積計画においては、利用権設定等促進事業の実施により、利用権の設定又は移転を受ける者が、当該利用権に係る農用地を返還する場合において、当該農用地の改良のために費やした金額又はその時における当該農用地の改良による増価額について、当該利用権の</p>

	額が上記1から3までの規定によって算定される額に相当するように定める。		当事者間で協議が整わないときは、当事者双方の申出に基づき登米市が認定した額をその費やした金額又は増価額とする旨を定める。
--	-------------------------------------	--	--

2 混牧林地又は農業用施設用地（開発して農業用施設用地とすることが適当な土地を含む。）として利用するため利用権（農業上の利用を目的とする賃借権又は使用貸借による権利に限る。）の設定又は移転を受ける場合

①存続又は残存期間	②借賃の算定基準	③借賃の支払方法	④有益費の償還
1の①に同じ。	<p>1 混牧林地については、その混牧林地の近傍の混牧林地の借賃の額、放牧利用の形態、当事者双方の受益又は負担の程度等を総合的に勘案して算定する。</p> <p>2 農業用施設用地については、その農業用施設用地の近傍の農業用施設用地の借賃の額に比準して算定し、近傍の借賃がないときは、その農業用施設用地の近傍の用途が類似する土地の借賃の額、固定資産税評価額等を勘案して算定する。</p> <p>3 開発して農業用施設用地とすることが適当な土地については、1の②の3と同じ。</p>	1の③に同じ。	1の④に同じ。

3 農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利の設定を受ける場合

①存続又は残存期間	②損益の算定基準	③損益の決済方法	④有益費の償還
1の①に同じ。	<p>1 作目等ごとに農業の経営の受託に係る販売額（共済金を含む。）から、農業の経営に係る経費を控除することにより算定。</p> <p>2 1の場合において、受託経費の算定にあたっては、農業資材費、農業機械施設の償却費、事務管理費等のほか、農作業実施者又は農業経営受託者の適正な労賃、報酬が確保されるようにする。</p>	<p>1の③に同じ。</p> <p>この場合において、1の③中「借賃」とあるのは「損益」と、「賃貸人」とあるのは、「委託者（損失がある場合には受託者という。）」と読み替える。</p>	1の④に同じ。

4 所有権の移転を受ける場合

①対価の算定基準	②対価の支払方法	③所有権の移転の時期
<p>土地の種類及び農業上の利用目的ごとにそれぞれ近傍類似の土地の通常取引（農地転用のために農地を売却した者が、その農地に代わるべき農地の所有権を取得するため高額の対価により行う取引その他特殊な事情の下で行われる取引を除く。）の価額に比準して算定される額を基準とし、その生産力等を勘案して算定する。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに、所有権の移転を受ける者が、所有権の移転を行う者の指定する金融機関の口座に振り込むこととし、その他の場合は所有権の移転を行う者の住所に持参して支払う。</p>	<p>農用地利用集積計画に定める所有権の移転の対価の支払期限までに対価の全部の支払が行われたときは、当該農用地利用集積計画に定める所有権の移転の時期に所有権は移転し、対価の支払期限までに対価の全部の支払いが行われないときは、当該所有権の移転に係る農用地利用集積計画に基づく法律関係は失効する。</p>